

第 10 号議案

豊後大野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

豊後大野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年豊後大野市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第 3 項及び第 4 項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。